

健発 0222 第 12 号
平成 31 年 2 月 22 日

公益社団法人 国民健康保険中央会会長 殿

厚生労働省健康局健康局長



風しんの追加的対策における集合契約について（協力依頼）

本年 2 月 1 日、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第20号）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第9号）が公布・施行され、別紙 1 の「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」（平成31年 2 月 1 日付け健発0201第2号厚生労働省健康局長通知）のとおり、都道府県等に対し周知したところです。

今般の改正では、平成34年 3 月31日までの間に限り、昭和37年 4 月 2 日から昭和54年 4 月 1 日の間に生まれた男性（以下「対象男性」という。）が風しんに係る定期の予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第4項の定期の予防接種をいう。以下同じ。）の対象者として追加され、事前に抗体検査を実施し、十分な量の抗体を保有していないことが判明した場合は、風しんに係る定期の予防接種の対象となります。

また、対象男性が働く世代であることから、厚生科学審議会の議論を踏まえ、昨年12月に取りまとめた別紙2の「風しんに関する追加的対策」においても、毎年職場で受診する定期の健康診断の機会等に風しんの抗体検査を受けることが可能となるよう、利便性の向上を図ることとしております。

これを受け、対象男性がクーポン券を提示することにより、職場等において、無料で抗体検査を受検することが可能となるよう、本年4月以降全国の市区町村と全国の医療機関及び健診機関等（以下「医療機関等」という。）が集合契約を締結するなどの環境整備を進めていくこととしており、今般、全国の市区町村と全国の医療機関及び健診機関等（以下「医療機関等」という。）が締結する風しんの抗体検査及び予防接種の委託に関する集合契約の取りまとめ者として、全国知事会と公益社団法人日本医師会に御対応いただけることとなったところです（集合契約の全体像については別紙3「集合契約のイメージ（風しんの追加的対策）」のとおり）。

しかしながら、集合契約による医療機関等からの費用請求及び支払い事務については、限られた期間で効率的に全国統一の集合契約の仕組みを構築する必要があるなどの理由から貴職の御協力が欠かせません。

つきましては、下記のとおり御協力いただきたい事項を取りまとめましたので、関係機関への周知等を図っていただくとともに、実施体制の整備について御協力をいただきます

ようお願いいたします。

記

1 貴職への依頼事項

市区町村と全国の医療機関等が締結する集合契約においては、医療機関等からの費用請求及び支払い事務について、以下のとおり御協力をお願いいたします。なお、必要な経費については、関係機関と調整の上、財源の確保に努めてまいります。

- (1) 都道府県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)においては、市区町村から契約締結に関する委任を受けた都道府県知事と集合契約に係る請求・支払い事務に関する契約を締結し、本年4月以降に市区町村から対象男性に順次送付されるクーポン券の情報に基づき、医療機関等が市区町村に請求する費用について、支払い事務を担っていただきたい。
- (2) (1)の集合契約に参加いただいた上で、医療機関等から市区町村への費用請求事務について、市区町村ごとに請求関係書類を振り分けた上で、送付対象となる市区町村に費用を請求していただきたい。
- (3) (1)の集合契約に参加いただいた上で、市区町村からの支払いを、医療機関等ごとに振り分け、支払いを行っていただきたい。
- (4) 公益社団法人国民健康保険中央会においては、国保連合会が請求・支払い事務を実施する上で必要なシステムの開発及び国保連合会での請求・支払いの全国決済事務に関する調整等を行っていただきたい。

2 今後の予定(目安)について

- ・ 本年3月中下旬を目途に全国知事会と公益社団法人日本医師会が集合契約に係る委任状を取りまとめ
- ・ 本年3月中下旬を目途に集合契約の参加市区町村及び医療機関の一覧を住民向けに公表
- ・ 本年3月中下旬を目途に対象者向けにクーポン券を送付
- ・ 本年4月以降を目途に全国において集合契約の締結及び運用開始